

## 宇部市配食サービス事業実施要綱

### (目的)

第1条 宇部市配食サービス事業(以下「事業」という。)は、ひとり暮らし高齢者等の世帯に対し、高齢者等の利用者の状態に配慮された食事を計画的、定期的に提供し、かつ、それに関連する介護保険サービス等の公的サービス、民間サービスを含めた社会資源を有効、有機的に活用することによって、食生活の向上と健康の保持に資すること及び支援を受けながらも可能な限り生活能力を維持し、又は向上し、できる限り自立した生活を送れるよう支援すること並びに利用者の安否の確認を行い、健康状態に異常がある場合等に備え、事態の解決を図るための体制を整備の上、関係機関に連絡を行う等、必要な対応を行うことにより、利用者の在宅生活のQOL向上を図ることを目的とする。

### (実施主体)

第2条 事業の実施主体は、宇部市とする。ただし、利用者及びサービス内容の決定を除き、市長がこの事業の適切な運営が確保できると認めた社会福祉法人又は、医療法人に事業の一部を委託することができる。

### (実施施設)

第3条 事業の実施施設(以下「実施施設」という。)は、事業登録申請により、市長が指定した社会福祉法人又は医療法人もしくは農業協同組合とする。

### (利用対象者)

第4条 事業の利用対象者は、おおむね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯又はひとり暮らしの重度身体障害者及びこれに準ずる世帯に属する心身の障害、傷病、家族状況、経済状況等々の複合した理由により、外出、調理等に支障があり、食の確保及び管理が困難な者とする。

### (事業の内容)

- 第5条 実施施設は、利用者に適した調理をされた食事を定められた利用者宅に配達するものとする。
- 2 配達時には、利用者の安否、健康状態等の確認を行い、異常等があった場合は、関係機関に連絡を行う等、必要な対応をとるものとする。
  - 3 市長は、定期的なアセスメントを実施し、利用者の自立促進の内容等、効果について検証し、必要に応じてサービスの再調整を行う。

### (利用回数)

第6条 利用食数は、市長が必要と認めた回数とする。

### (利用の申請等)

- 第7条 事業の利用を希望する者は、別に定める「宇部市生活支援事業等申請書」により申請を行うものとする。
- 2 市長は、前項の規定による申請書を受理したときは、サービス提供の必要性及びその内容等を審査の上、要否を決定するものとする。
  - 3 市長は、前項の規定による決定をしたときは、速やかに利用者及び事業の実施施設に通知するものとする。

(利用料)

第8条 実施施設は、食材費等の実費として利用料を定め、利用者に負担させるものとする。

2 前項の利用料は、実施施設が受領するものとする。

(届出の義務)

第9条 利用者又はその家族は、利用者が次のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 老人福祉施設等に入所した場合
- (2) 医療機関に入院した場合
- (3) 死亡した場合
- (4) その他事業の利用が必要でなくなった場合

(サービスの中止)

第10条 市長は、サービスの利用者がそのサービスを受ける必要がない状態に至ったと認めるとき又は虚偽の申請若しくは届出義務の不履行等によりサービスの提供が不相当と認めるときは、サービスを中止することができる。

(秘密の保持)

第11条 実施施設は、正当な理由なくして、その業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を漏らしてはならない。

(損害の負担)

第12条 事業の実施について生じた損害は、実施施設の負担とする。ただし、市長が、実施施設の責めに帰すべきことが適当でないと認めた場合は、この限りではない。

(報告及び検査)

第13条 市長は、必要があると認めるときは、実施施設に対し報告を求め、若しくは事業の施行に関し必要な指示をし、又は関係職員に帳簿その他の書類を検査させることができる。

(実施施設の遵守事項)

第14条 実施施設は、「宇部市配食サービスガイドライン」の内容を遵守しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 宇部市配食サービス事業実施要綱(平成12年4月1日施行)は、廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。